

## 高校進学支援プログラム実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、生活保護の受給者に対し実施する自立支援プログラムのうち、「高校進学支援プログラム」(以下「プログラム」という。)について実施手順その他必要な事項を定めるものとする。

(対象者の範囲)

第2条 プログラムの対象者は、中学3年生の子どもとその保護者とする。

2 前項の規定により該当する者について、担当ケースワーカーは、「高校進学支援対象者名簿(様式第1号)」を作成するものとする。

(説明及び同意)

第3条 担当ケースワーカーは、前条の対象者に対し、プログラムによる支援方法などの説明を行い、保護者に同意を得るものとする。

(具体的支援)

第4条 担当ケースワーカーは、保護者の動機付けのために、次の各号に掲げるとおり支援するものとする。また、支援状況を「高校進学支援プログラム管理台帳(様式第2号)」(以下「管理台帳」という。)により確認し、ケースファイルに綴じる。

(1) 1学期(4月～8月)

ア 対象者を把握する。

イ 貸付金及び高等学校等就学費の概要について説明する。

ウ 進路希望を調査する。

(2) 2学期(9月～12月)

ア 再度進路希望を確認する。

イ 再度貸付金制度の説明をする。

ウ 志望校、受験日、受験料及び貸付金申請状況を確認する。

(3) 3学期(1月～3月)

ア 志望校(第1希望・第2希望・第3希望)、受験日及び受験料を確認する。

イ 受験結果を確認し、進学先を把握する。

ウ 高等学校等就学費を必要に応じて支給する。

(4) その他

ア このプログラムに規定されていないが必要と認められる社会資源について、プログラムメニューとして追加及び支援する。

(進行管理)

第5条 担当ケースワーカーは、高校進学支援の進行管理を行うため管理台帳を作成し、学期ごとに査察指導員が確認を行うものとする。

2 担当ケースワーカーは、受験結果を確認し、進学先を把握するとともに、台帳に高等学校等就学費の申請受理状況(受験料、入学金、入学準備金、教材費等)、進路決定後の記録を記入するものとする。

(補則)

第6条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

